

第4編 高潮避難計画

第1章 避難対象地区の設定

第2章 避難所・避難路の設定

第3章 災害時の対応

第1章 避難対象地区の設定

1.1 高潮浸水想定区域

本計画で想定する高潮災害区域は、大阪府が令和2年8月に作成し、「高潮浸水想定区域図」として開示している区域を対象とする。

<高潮浸水想定区域図>

高潮浸水想定区域図は、大阪湾沿岸（大阪府区間）において、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、大阪府内において浸水が想定される区域（高潮浸水想定区域）、想定される浸水の深さを示したものである。

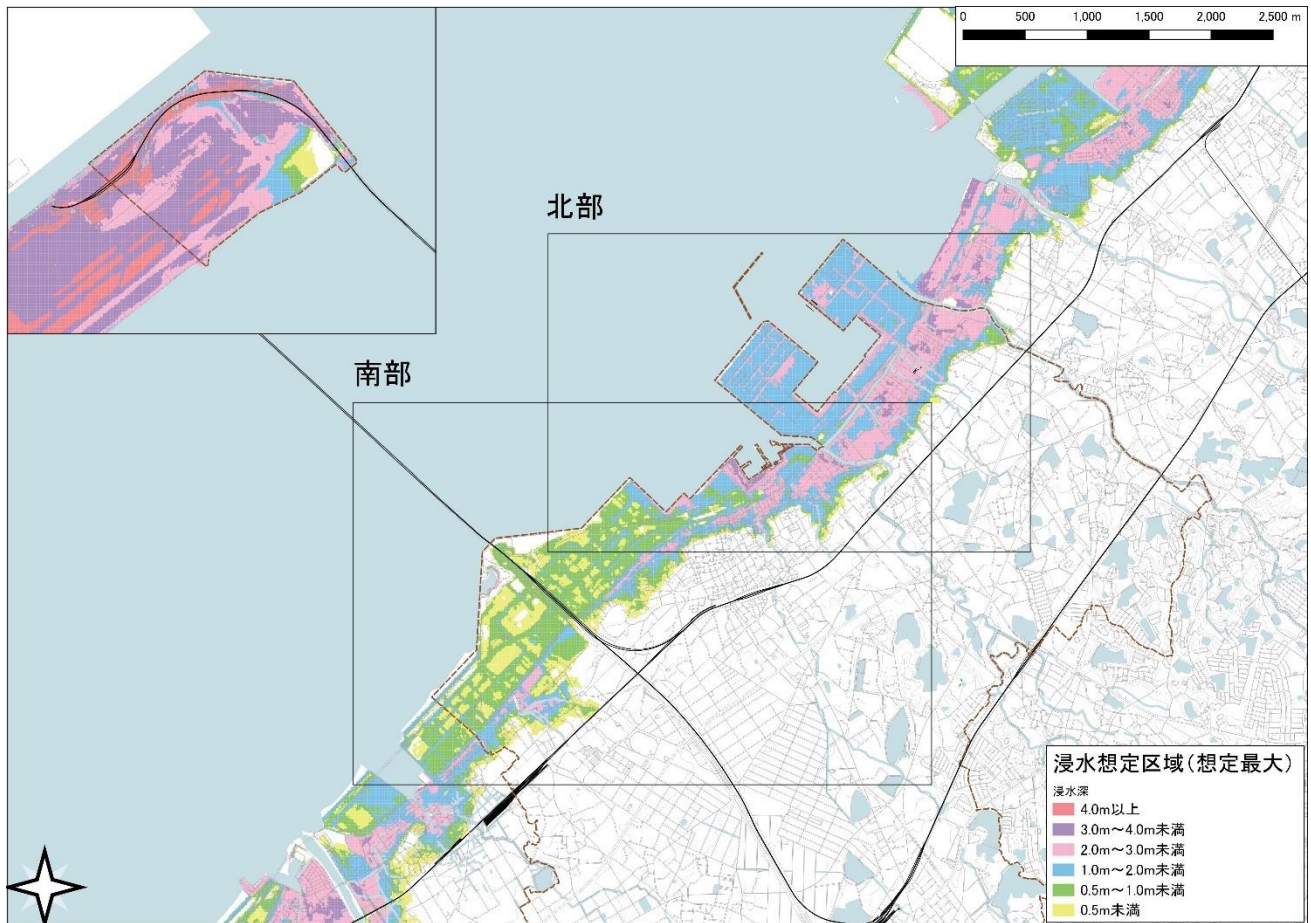


図 4.1-1 高潮浸水想定区域図（想定最大規模）

1.2 避難対象地区と避難対象者数

避難対象地区は、高潮浸水想定区域図を基に想定最大規模の高潮による浸水範囲を避難対象地区に設定することを基本とする。

＜立ち退き避難が必要な建物＞

高潮による浸水から身を守るためには、従来の避難所へ避難するという立ち退き避難だけではなく、自宅の2階以上へ身を置き安全を確保できる場合もある。しかし、浸水深が深い場合や1階建ての場合などは立ち退き避難が必須となる。

以下に立ち退き避難が必要と考えられる対象建物（家屋）を示す。

- ① 浸水深が0.5mを超える区域の1階建ての建物（家屋）
- ② 浸水深が2.0mを超える区域の2階建て以上の建物（家屋）

表 4.1-1 避難対象地区内建物（家屋）数

地区	家屋数（世帯数）										浸水 区域内 人口	人口		世帯数	
	0.5m未満			0.5m～2.0m未満			2.0m以上			計		浸水 区域内 ※①	立ち退き 避難対象 ※②	浸水 区域内 ※①	立ち退き 避難対象 ※②
	1階建	2階以上	合計	1階建	2階以上	合計	1階建	2階以上	合計						
旭町	0	0	0	0	5	5	0	0	0	5	11	11	0	5	0
羽倉崎 1丁目	4	21	25	8	48	56	1	7	8	89	148	148	33	89	20
羽倉崎 2丁目	14	16	30	0	0	0	0	0	0	30	66	66	31	30	14
羽倉崎 3丁目	29	38	67	66	130	196	14	36	50	313	637	637	295	313	145
羽倉崎 4丁目	2	3	5	10	41	51	12	50	62	118	275	275	173	118	74
下瓦屋 2丁目	0	0	0	0	22	22	6	63	69	91	280	280	212	91	69
下瓦屋 3丁目	1	7	8	36	119	155	60	171	231	394	862	862	586	394	268
下瓦屋 5丁目	3	8	11	25	35	60	50	92	142	213	462	462	369	213	170
笠松 1丁目	20	76	96	35	270	305	5	61	66	467	889	889	230	467	121
笠松 2丁目	0	40	40	12	29	41	0	0	0	81	129	129	19	81	12
元町	2	5	7	25	55	80	5	14	19	106	230	230	100	106	46
春日町	2	4	6	41	38	79	78	57	135	220	457	457	370	220	178
松原 1丁目	0	5	5	0	0	0	0	0	0	5	10	10	0	5	0
松原 2丁目	8	25	33	6	7	13	0	0	0	46	91	91	28	46	14
松原 3丁目	0	22	22	0	6	6	0	0	0	28	56	56	0	28	0
新町 1丁目	7	10	17	14	26	40	47	57	104	161	334	334	259	161	125
新町 2丁目	0	0	0	19	19	38	43	56	99	137	307	307	265	137	118
新町 3丁目	12	4	16	26	35	61	0	0	0	77	220	220	109	77	38
西本町	0	13	13	0	8	8	0	0	0	21	49	49	0	21	0
大宮町	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	2	2	0	1	0
鶴原 2丁目	6	15	21	17	71	88	11	42	53	162	385	385	181	162	76
鶴原 3丁目	0	0	0	0	3	3	58	109	167	170	408	408	401	170	167
鶴原 4丁目	12	7	19	29	46	75	44	117	161	255	618	618	490	255	202
本町	6	3	9	17	29	46	19	30	49	104	215	215	149	104	72
湊 1丁目	1	14	15	1	19	20	0	0	0	35	96	96	5	35	2
湊 2丁目	0	1	1	16	37	53	8	89	97	151	288	288	215	151	113
湊 3丁目	9	23	32	40	70	110	157	199	356	498	1,194	1,194	971	498	405
湊 4丁目	4	6	10	0	5	5	0	0	0	15	47	47	13	15	4
野出町	9	23	32	48	103	151	31	52	83	266	577	577	304	266	140
総計	151	389	540	491	1,277	1,768	649	1,302	1,951	4,259	9,343	9,343	5,808	4,259	2,593

※①垂直避難考慮なし…浸水区域内世帯数×人口係数（R2 国勢調査）

※②垂直避難考慮あり…上記※①から、建物屋内の2階以上等の安全確保ができる人口を引いた値
〔りんくうタウンと食品コンビナートの対応〕

りんくうタウンと食品コンビナートは、台風接近までに帰宅を促し、避難場所への避難者数としては考慮しない。

〈避難対象地区（29 地区）〉

- ・ 高潮浸水想定区域と重なる町丁
- ・ 浸水区域内人口：9,343 人/4,259 世帯
- ・ 立ち退き避難対象人口：5,808 人/2,593 世帯

第2章 避難場所・避難経路の設定

2.1 避難場所

高潮のおそれがある場合に、避難対象地区の住民が避難する避難場所を以下に示す。なお、地区ごとで取り決めている集合場所等については、「第6編 地区別避難計画」に記載する。

表 4.2-1 避難場所

避難所
第二小学校・第三小学校・日新小学校・北中小学校・末広小学校・第三中学校・佐野公民館・健康増進センター・佐野工科高等学校

表 4.2-2 町別最大避難者数と避難場所【高潮】

町別最大避難者数	町丁目	避難場所①	避難場所②※満空状況により分散	避難場所③※満空状況により分散
11	旭町	第三小学校	日新小学校	
1,126	羽倉崎 1 丁目	健康増進センター	末広小学校	
	羽倉崎 2 丁目			
	羽倉崎 3 丁目			
	羽倉崎 4 丁目			
1,604	下瓦屋 2 丁目	第三中学校		
	下瓦屋 3 丁目			
	下瓦屋 5 丁目			
1,018	笠松 1 丁目	佐野公民館	第二小学校	佐野工科高校
	笠松 2 丁目			
230	元町	佐野公民館	第二小学校	
457	春日町	第三小学校		
157	松原 1 丁目	健康増進センター	末広小学校	
	松原 2 丁目			
	松原 3 丁目			
861	新町 1 丁目	第三小学校		
	新町 2 丁目			
	新町 3 丁目			
49	西本町	佐野公民館	第二小学校	佐野工科高校
2	大宮町	第二小学校		
1,411	鶴原 2 丁目	北中小学校		
	鶴原 3 丁目			
	鶴原 4 丁目			
215	本町	佐野公民館	佐野工科高校	
1,625	湊 1 丁目	日新小学校		
	湊 2 丁目			
	湊 3 丁目			
	湊 4 丁目			
577	野出町	佐野公民館	第二小学校	

表 4. 2-3 避難場所別収容可能人数算定【高潮】

施設名	収容人数	※①垂直避難考慮なし	※②垂直避難考慮あり	一時避難収容人数	収容余裕人数	備考
北中小学校	448	1,411	1,028	2,895	1,484	
第二小学校	252 ②	1,257	0	3,360	2,100	佐野公民館マイナス分の7割 ②=①×0.7
第三小学校	217	1,329	950	1,705	376	
日新小学校	549	1,625	1,168	3,128	1,503	
末広小学校	327 ③	522	0	3,286	2,764	
第三中学校	708	1,604	1,159	3,920	2,316	
佐野公民館	177	2,089	728	292	▲ 1,797	マイナス分は第二小学校と佐野工科高で受入可 ①2,089 - 292
健康増進センター	461	1,283	443	761	▲ 522	マイナス分は末広小学校で受入可
佐野工科高等学校	484 ③	539	0	798	259	佐野公民館マイナス分の3割 ③=①×0.3

○収容人数：3.3㎡に2人で計算

○垂直避難考慮なし：浸水区域内人口 ※③印付き数字は収容余裕人数超過分

○垂直避難考慮あり：（浸水深が0.5m超の平屋＋2.0m超の2階建）×人口係数

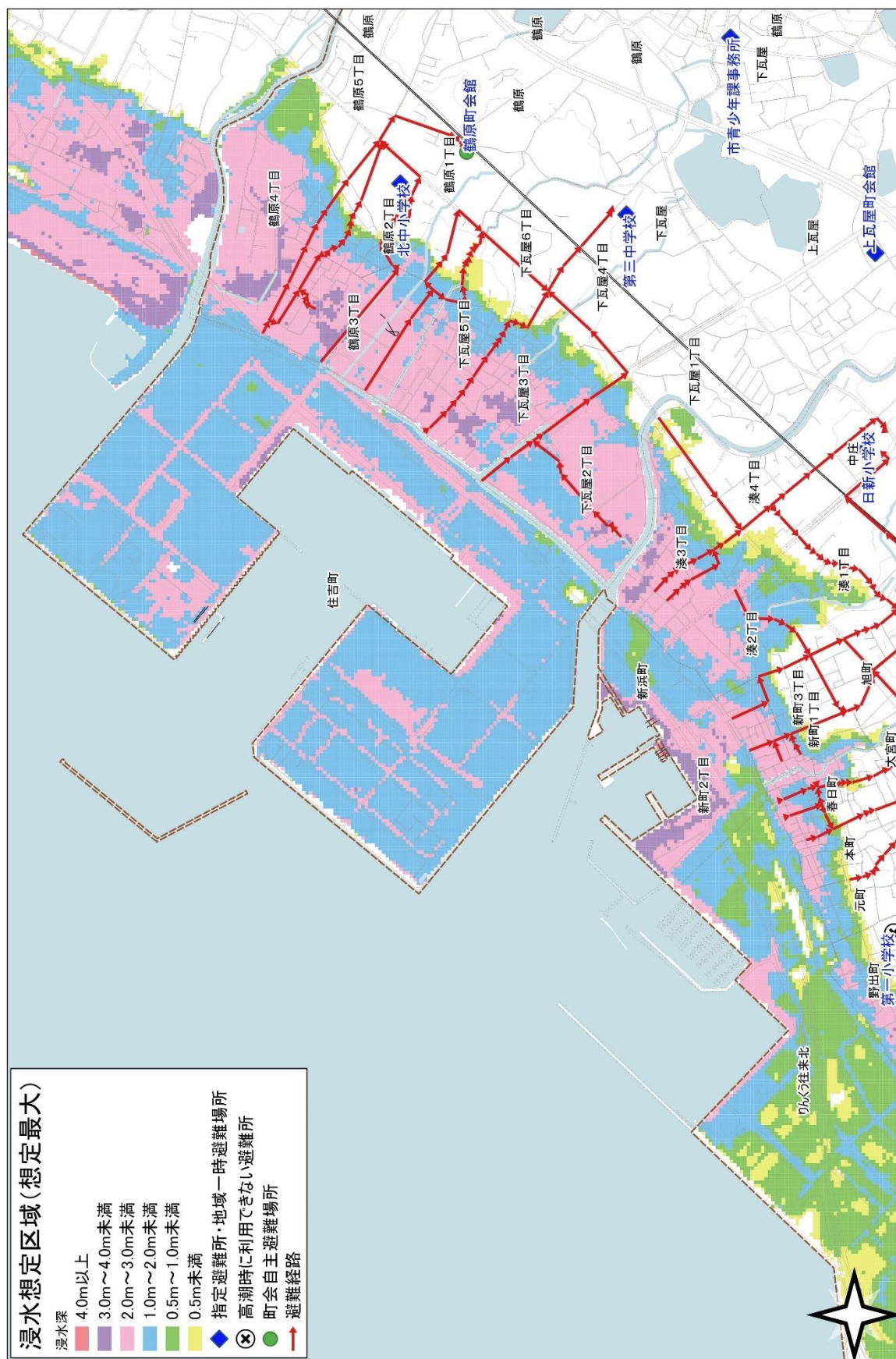
○一時避難収容人数：体育館及び教室内の収容人数（1㎡あたり1人で計算）

○収容余裕人数：一時避難収容人数－垂直避難考慮なし

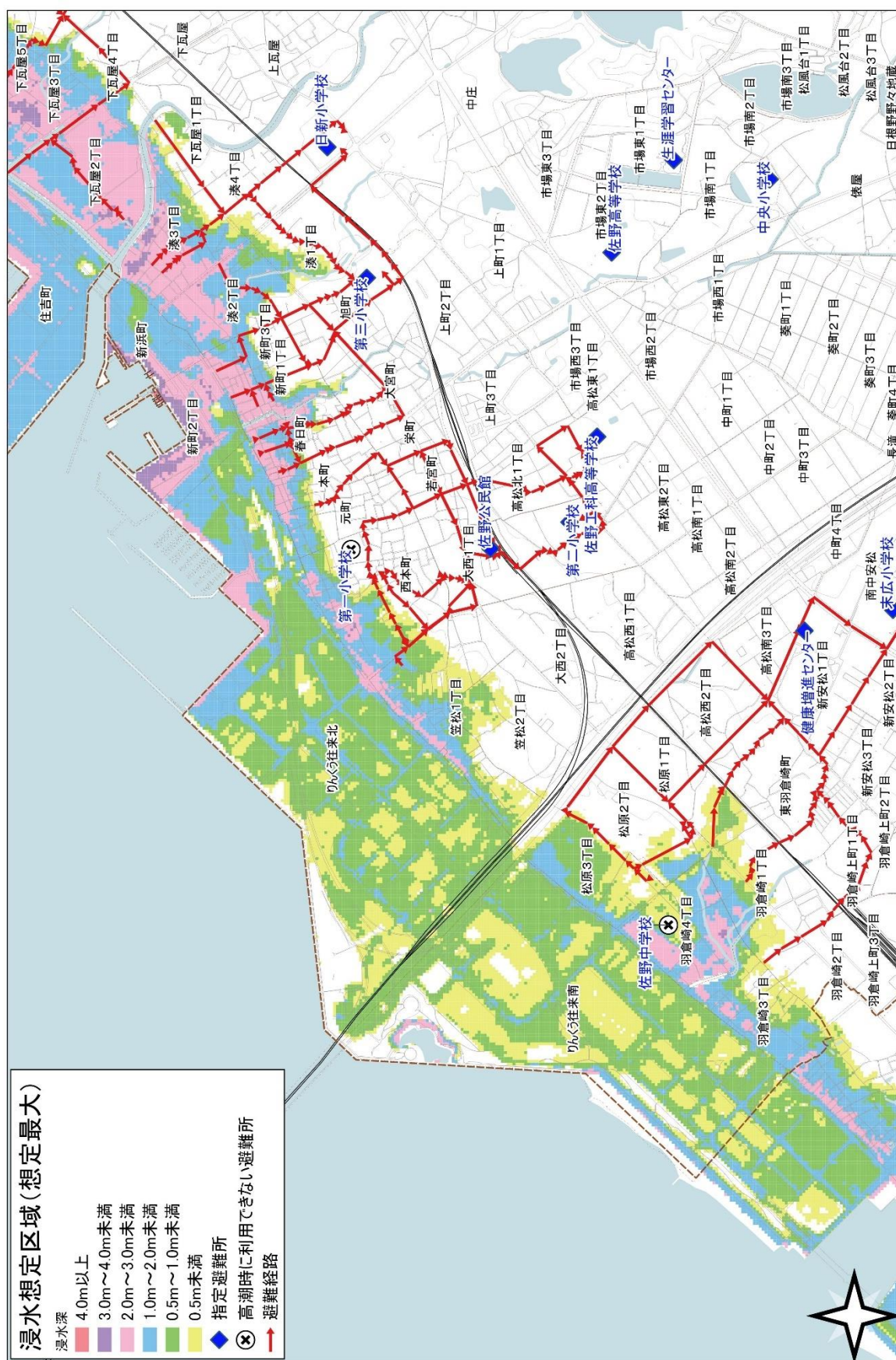
2.2 避難経路

高潮時の避難経路については、次ページ以降の図に示すとおりである。

避難場所・避難経路位置図 高潮【北部】



避難場所・避難経路位置図 高潮【南部】



第3章 災害時の対応

3.1 職員の参集・配備体制

高潮が発生する恐れがある場合に、地域防災計画の参集・配備基準に基づき職員の参集・配備を行う。

表 4.3-1 災害警戒体制の配備基準

災害配備体制	高潮
	高潮情報による基準
警戒レベル1	市域に注意報が発令
警戒レベル2	—
警戒レベル3	市域に高潮警報に切り替える可能性に言及する高潮注意報が発令
備考	上記以外においても、副市長が必要と認めたときは配備する。

表 4.3-2 災害対策本部体制の配備基準

災害配備体制	風水害	
	気象情報及び警戒レベルによる基準	水位到達情報
災害対策 A号配備	高潮警報の発表（避難指示基準）	
災害対策 B号配備	高潮特別警報の発表	
災害対策 C号配備	高潮氾濫発生情報の発表 （緊急安全確保基準）	
備考	上記以外においても、市長が必要と認めたときは配備する。	

＜勤務時間外の参集＞

○ 災害警戒体制

危機管理監（不在の場合は危機管理課長）は、副市長等に連絡し協議を行い、副市長から配備命令が出されたら、関係職員に各部長を通じて伝達する。

水防初動担当課（下水道整備課、道路公園課、農林水産課）は、各種気象警報の発表により自動参集する。

○ 災害対策本部体制

勤務時間外に突発的災害が発生し、通信網の途絶等により配備指令の伝達が困難な状態となった場合は、災害対策本部体制をとるものとして自主参集する。

3.2 情報の収集

気象庁が発表する警報・注意報の情報を収集し、避難指示等の判断をして住民に伝える。

<収集する情報>

○ 観測所及び基準潮位

表 4.3-3 基準水位

注意報発表基準	警報発表基準	既往最高潮位	最低堤防高	想定最高潮位
TP+1.5m (OP+2.8m)	TP+2.2m (OP+3.5m)	TP+2.3m (OP+3.6m)	TP+3.7m (OP+5.0m)	TP+4.7m (OP+6.0m)

○ 警報・注意報

表 4.3-4 警報・注意報の発表基準

	種類	発表基準
注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) +1.5m 以上
警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当することが予想される場合である。 ■潮位 東京湾平均海面 (T.P) +2.2m 以上
特別警報	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。

(出典：気象庁「警報・注意報発表基準一覧表」)

<情報の入手方法>

表 4.3-5 情報の入手先

提供元	提供サイト	項目
気象庁	ホームページ 防災情報提供システム	気象：気象情報、気象注意報・警報・特別警報 潮位：潮位観測情報（大阪観測所、淡輪観測所）
大阪府	河川防災情報	潮位：テレメータ潮位（岸和田観測所、深日観測所）

3.3 避難指示等の発令

高潮の避難指示等の発令は、「避難情報の判断基準・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、防災行政無線等により行う。

表 3.3-7 立ち退き避難対象地区

大阪府が令和2年8月に公表した高潮浸水想定区域図による想定最大規模の高潮に対する浸水範囲を避難対象地区に設定する。ただし、台風の規模等による予想最高潮位により、避難対象地区を実態に合わせ変更することができるものとする。

地域	危険水位	地 区	立ち退き避難対象地区
堤外地	最低地盤高 TP+1.6m	新浜町	防潮堤より海側
		新町	2丁目防潮堤より海側（青空市場周辺）
	最低地盤高 TP+2.6m	住吉町	全域
		りんくう往来北	防潮堤より海側
堤内地	最低堤防高 TP+3.7m (0P+5.0m)	旭町、羽倉崎1～4丁目、下瓦屋2～3・5丁目、笠松1～2丁目、元町、春日町、松原1～3丁目、新町1～3丁目、西本町、大宮町、鶴原2～4丁目、本町、湊1～4丁目、りんくう往来北、りんくう往来南、野出町の一部	

(避難情報の判断基準・伝達マニュアルより)

表 3.3-8 避難指示等の発令基準

警戒レベル3 高齢者等 避難	下記の①～④のいずれかに該当する場合に、警戒レベル3 高齢者避難を発令するものとする。 ① 高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合（数時間先に高潮警報が発表される状況の時に発表） ② 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想されている、又は台風が市に接近することが見込まれる場合 ③ 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ④ 「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性ある旨府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
警戒レベル4 避難指示	下記の①～②のいずれかに該当する場合に、警戒レベル4 避難指示を発令するものとする。 ① 高潮警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル4 相当情報[高潮]）が発表された場合 ② 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令） 注：高潮警報は潮位が警報基準に達すると予想される場合に暴風が吹き始めて屋外への立退き避難が困難となるタイミングも考慮して約 3～6 時間前に発表されるが、避難行動に要する時間により余裕を持たせる場合には、台風情報や強風注意報等を判断材料に、警戒レベル4 避難指示に先立ち警戒レベル3 高齢者等避難を早めに発令することが考えられる。 注：高潮が予想される状況下においては、台風等の接近に伴い風雨が強まり、立退き避難が困難になる場合が多い。このため、台風等の暴風域に入る前に暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合は、潮位の上昇が始まるより前に暴風で避難できなくなるおそれがあることから、高齢者等のみならず立退き避難の対象区域の全ての居住者等が避難行動をとる必要があることに留意し、暴風で避難できなくなる前に警戒レベル4 避難指示の発令を検討する。 注：高潮特別警報の場合は、広範囲の居住者等の避難が必要で、より多くの時間が必要になることから、警戒レベル4 避難指示をより早めに判断・発令することが望ましい。このため、特別警報発表の可能性を言及する府県気象情報や気象庁の記者会見等も特に注視すべきである。 注：潮位に応じて、立退き避難が必要な地域、避難に必要なリードタイムが異なることから、予想最高潮位が高いほど警戒レベル4 避難指示の発令対象区域が広くなり、より速やかな発令が必要となることに留意が必要である。

警戒レベル5 緊急安全確保	下記の①～⑥のいずれかに該当する場合に、警戒レベル5 緊急安全確保を発令するものとする。 ① 水門、陸閘等の異常が確認された場合 ② 潮位が「危険潮位※」を超え、浸水が発生したと推測される場合 ③ 水位周知海岸において、高潮氾濫発生情報が発表された場合 ※危険潮位：その潮位を超えると、海岸堤防等を越えて浸水のおそれがあるものとして、各海岸による堤防等の高さ、過去の高潮時の潮位等に留意して、市が避難情報の対象区域毎に設定する潮位 ④ 海岸堤防等が倒壊した場合 ⑤ 異常な越波・越流が発生した場合 ⑥ 水位周知海岸において、高潮氾濫が発生した場合 ※発令基準例①～③を理由に警戒レベル5 緊急安全確保を発令済みの場合、発令基準例④～⑥の災害発生を確認しても、同一の居住者等に対し警戒レベル5 緊急安全確保を再度発令しない。具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とり得る行動等を可能な限り居住者等に伝達することに注力すること。 最低堤防高 T P+3.7m 【堤外地（港湾・漁港）】危険潮位を T P+2.7m とし、堤外地全域を対象地域とする。発令基準は、堤外地と同様とする。
--------------------------	--

(避難情報の判断基準・伝達マニュアルより)

《詳細は、「**避難情報の判断基準・伝達マニュアル（令和5年3月）**」高潮編を参照》

3.4 情報の伝達

<情報の伝達方法>

できるだけ多くの手段を用いて伝達するため、市及び防災関係機関が保有する次の手段を用いる。

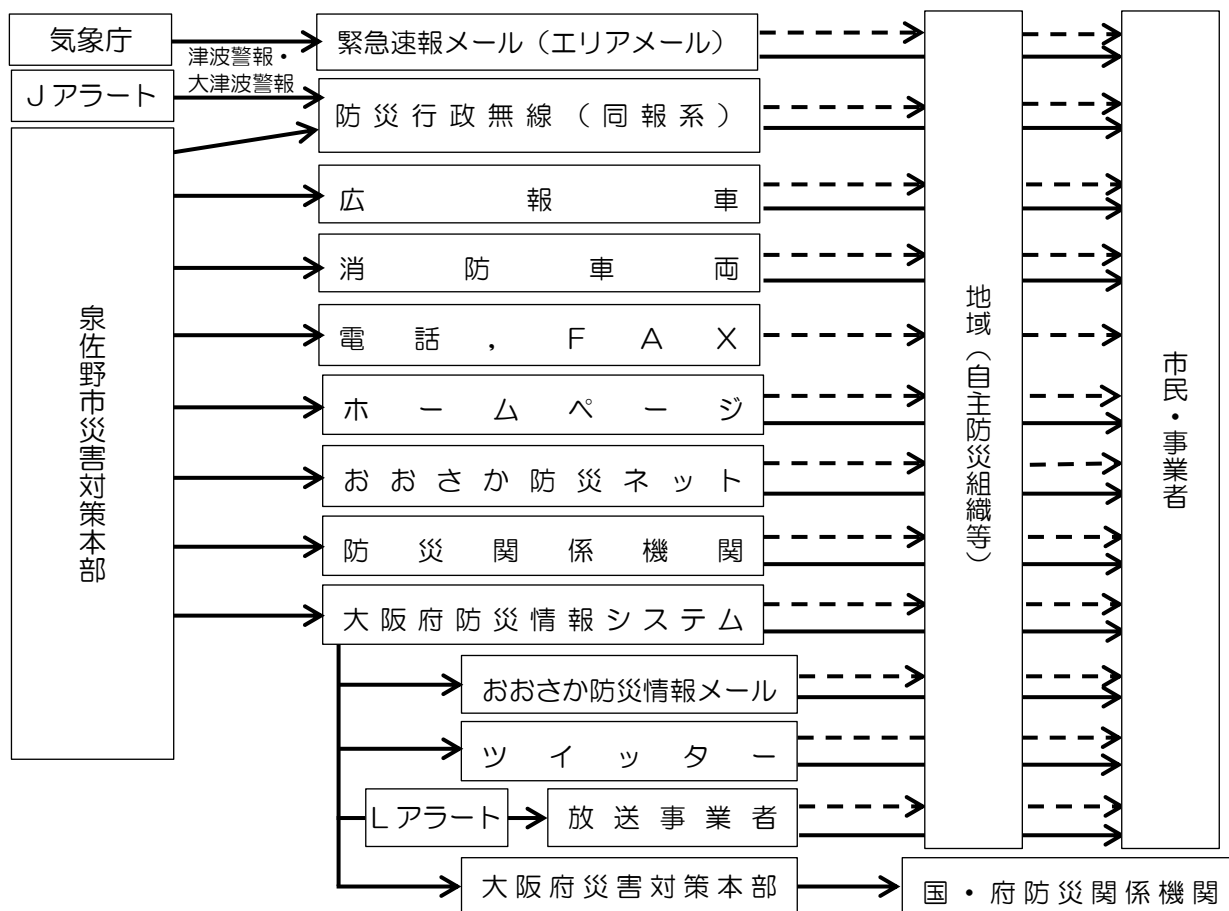


図 3.3-1 住民への情報伝達方法

<伝達文例>

防災行政無線を使用した場合の避難指示等の伝達文の一例は以下のとおりとする。

避難指示等に基づき、避難行動をとってもらうためにも、伝達時には、緊迫感を持って対応していることが伝わるよう表現を工夫する。

表 3.3-9 避難指示等の伝達文例

避難情報区分	伝達文例
高齢者等避難	① サイレン 5 秒吹鳴 + 6 秒休止 *2 回 ② 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 3 高齢者等避難発令 ③ こちらは、防災いずみさのしです。 ④ 高潮氾濫が発生するおそれがあるため、沿岸地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 3 「高齢者等避難」を発令しました。 ⑤ 対象区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ⑥ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難し

	でも構いません。 ⑦ それ以外の方も外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。特に、海岸沿いにお住まいの方や避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 ⑧ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。 ⑨ なお、避難場所は、〇〇〇を開設しています。
避難指示	① サイレン 10 秒吹鳴 +6 秒休止 *2 回 ② 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 4 避難指示発令 ③ こちらは、防災いずみさのしです。 ④ 高潮氾濫が発生するおそれが高まったため、沿岸地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 4「避難指示」を発令しました。 ⑤ 対象区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。 ⑥ ハザードマップで、自宅が安全だと確認できた場合は、自宅で避難しても構いません。 ⑦ ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で、少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。 ⑧ 今後、台風の接近により暴風となることが見込まれるため、その前に避難してください。 ⑨ なお、避難場所は、〇〇〇を開設しています。
緊急安全確保	① サイレン 20 秒吹鳴 +6 秒休止 *2 回 ② 緊急放送、緊急放送、警戒レベル 5 緊急安全確保発令 ③ こちらは、防災いずみさのしです。 (高潮氾濫が切迫している状況) ④ 〇地区に高潮氾濫発生情報が発表され、まもなく高潮氾濫が発生するため、沿岸地区の高潮浸水想定区域に警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。 ⑤ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 (高潮氾濫発生を確認した状況) ⑥ 〇地区で高潮氾濫が発生したため、沿岸地区の高潮浸水想定区域に対し、警戒レベル 5「緊急安全確保」を発令しました。 ⑦ 避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。 (具体的な災害の発生状況や考えられる被害、とりうる行動等を可能な限り詳細に居住者等に伝達することに努める。) ⑧ なお、避難場所は、〇〇〇を開設しています。

3.5 避難誘導

高潮から住民の安全を確保するため、市及び泉佐野警察、消防機関、町会・自治会（自主防災組織を含む）役員及び施設管理者等の協力を得て組織的な、避難広報や避難誘導を行う。

- （１）誘導にあたっては、定められた避難所への町会・自治会単位での集団避難を心掛け、避難行動要支援者及び介助者を優先して行うものとする。
なお、これらの誘導にあたっては、迅速、的確に行うものとし、合わせて被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。
- （２）避難路については、安全を十分確認し、特に危険な箇所は誘導員の配置、誘導ロープの設置を行い、また夜間においては、可能な限り投光器、照明器具を使用して避難中の事故防止に万全を期するものとする。
- （３）避難は、避難者が各個に行うことを原則とするが、避難者が自力で立ち退き不可能な場合は、車両、船艇により行う。
- （４）在宅の避難行動要支援者については、平常時から在宅福祉サービス等を利用している要援護者に加え、災害発生により、家族や近隣の援護を失って自宅に取り残されるなど新たに援助を必要とする者が発生する。よって、地域住民等の協力を得ながら、確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努める。

＜避難誘導等に従事する者の安全確保＞

避難誘導等に従事する者の安全確保を最優先とし、以下のことを厳守する。

- 自らの命を守ることを基本とし、避難誘導等を行うことが前提である。